

四日市市上下水道局告示第15号

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第2号）第5条の規定に基づき四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定業者

商号 有限会社 都設備

主たる事業所の所在地

度会郡玉城町勝田 3086 番地 1

市の区域内の工事に関する業務を行う事務所の所在地

度会郡玉城町勝田 3086 番地 1

代表者 福本 賢太

2 指定番号及び指定の年月日

指定第103号 平成31年3月22日

（上下水道局管理部お客様センター）